

旅館業施設確認票

		項 目	結 果
審査基準	欠格事項	1 申請者が次の各号のいずれかに該当しないこと。（法第3条第2項） (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。） (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
	設置場所	1 申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないこと。（法第3条第3項、条例第4条第1項） (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第1条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。） (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。） (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するもの	

		として都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの ア 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定による指定を受けた博物館に相当する施設 ウ 前2号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設、スポーツ施設その他これらの施設に類する施設のうち、市長が指定したもの	
	施設	1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（政令第1条第1項第3号、同条第2項第3号、同条第3項第1号）	
		2 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。（政令第1条第1項第5号、同条第2項第5号、同条第3項第3号）	
		3 旅館・ホテル営業にあつては、その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。（政令第1条第1項第7号）	
		4 簡易宿所営業の施設において、階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。（政令第1条第2項第2号）	
	玄関帳場	1 旅館・ホテル営業の施設においては、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次に定める基準に適合するものを有すること。（政令第1条第1項第2号）	
		(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。（省令第4条の3第1号）	
		(2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。（省令第4条の3第2号）	
	客室	1 旅館・ホテル営業の1客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。（政令第1条第1項第1号）	
		2 簡易宿所営業の客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第	

		1 項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（政令第1条第2項第1号）	
	便所	1 適当な数の便所を有すること。（政令第1条第1項第6号、同条第2項第6号、同条第3項第4号）	
		2 防虫及び防臭の設備を設けること。（条例第3条第1項第2号ア）	
		3 手洗い設備を設けること。（条例第3条第1項第2号イ）	
	入浴施設	1 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（政令第1条第1項第4号、同条第2項第4号、同条第3項第2号）	
		2 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、適当な広さの脱衣室を併せて設けること。（条例第3条第1項第1号ア）	
		3 浴室、シャワー室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。（条例第3条第1項第1号イ）	
		4 シャワー及び打たせ湯は、浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を使用する構造でないこと。（条例第3条第1項第1号ウ）	
		5 ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、当該ろ過器は洗浄がしやすい構造とするとともに、当該ろ過器への毛髪等の混入を防ぐため集毛器を設置すること。（条例第3条第1項第1号エ）	
		6 浴槽からあふれた湯水を一時的に貯留する槽（以下「回収槽」という。）を設ける場合は、洗浄がしやすい構造とすること。（条例第3条第1項第1号オ）	
確認事項	利用基準	1 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。（政令第3条第1号）	
		2 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。（政令第3条第2号）	
	施設の衛生措置	1 営業者は、旅館業の施設について、直接外気に接する窓又はこれに代わる換気関係設備により十分な換気を図ること。（条例第6条）	
		2 客室、応接室、食堂、調理室、浴室、洗面所、便所、廊下、階段、玄関等は、定期的に清掃し、適宜ねずみ、蚊、はえ等の駆除を図ること。（条例第7条第1号）	
		3 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。（条例第7条第2号）	
		4 寝衣、敷布、布団カバー、枕カバー等の寝具は、客1人ごとに新たに洗濯したものをを用いること。（条例第7条第3号）	
		5 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。（条例第9条第2項）	

		6 便所には、共用のタオル等を備え付けないこと。（条例第 9 条第 3 項）	
	客室	1 ガス設備が設置されている客室には、客の見やすい箇所に元栓の開閉時間その他注意事項を掲示すること。（条例第 8 条）	
		2 入浴施設で使用する湯水は、清浄なものを十分供給すること。（条例第 9 条第 1 項第 1 号）	
		3 浴槽水を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1 週間に 1 回以上）完全に入れ替えること。（条例第 9 条第 1 項第 2 号イ）	
	入浴施設（客室に設置されたものを除く。）の衛生措置	1 入浴施設で使用する湯水は、清浄なものを十分供給すること。（条例第 9 条第 1 項第 1 号）	
		2 浴槽水は、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。（条例第 9 条第 1 項第 2 号ア）	
		3 浴槽水を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1 週間に 1 回以上）完全に入れ替えること。（条例第 9 条第 1 項第 2 号イ）	
		4 浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないよう水質を管理すること。（条例第 9 条第 1 項第 2 号ウ）	
		5 ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1 年に 1 回以上、レジオネラ属菌の検出に係る検査（オにおいて「検査」という。）を行い、その結果を当該検査の日から 3 年間保管すること。（条例第 9 条第 1 項第 2 号エ）	
		6 検査の結果レジオネラ属菌が検出されたときは、その旨を直ちに市長に報告すること。（条例第 9 条第 1 項第 2 号オ）	
		7 使用時の浴槽には、浴槽水を満たしておくこと。（条例第 9 条第 1 項第 3 号）	
		8 浴槽内を毎日（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1 週間に 1 回以上）洗浄すること。（条例第 9 条第 1 項第 4 号）	
		9 ろ過器及び浴槽とろ過器との間で浴槽水を循環させるための配管は、1 週間に 1 回以上、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。（条例第 9 条第 1 項第 5 号ア）	
		10 集毛器は、適切に維持管理を行うこと。（条例第 9 条第 1 項第 5 号イ）	
		11 循環した浴槽水を浴槽内へ供給するための供給口が浴槽の水面より上部に設けられている場合は、入浴者の誤飲を防ぐため、供給口の周辺に飲用に適さない旨の表示をすること。（条例第 9 条第 1 項第 5 号ウ）	
		12 回収槽を設けた場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、定期的に回収槽の内壁の洗浄をし、かつ、回収槽内の湯水	

		について塩素消毒その他適切な消毒を行う場合は、この限りでない。（条例第9条第1項第6号）	
		13 入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他の入浴者が遵守すべき事項を掲示すること。（条例第9条第1項第7号）	
		14 入浴施設の自主的な衛生管理を行うため、従業者のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。（条例第9条第1項第8号）	
	宿泊者名簿	1 旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備えること。（法第6条第1項、省令第4条の2第2項）	
		2 宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存すること（省令第4条の2第1項）	
		3 宿泊者名簿は、宿泊者の氏名、住所、連絡先、到着年月日、出発年月日（宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号）が記載できること。（法第6条第1項、省令第4条の2第3項、規則第8条）	